

入札保証金について（詳細）

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第 100 条の規定により、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。なお、入札保証金額が不足する場合は、その入札は無効となります。

1 入札保証金が免除となる場合

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。いずれかご対応ください。

(1) 保険会社との県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

提出期限：令和 5 年 1 月 11 日(水) ※ 入札前日

(2) 過去 2 箇年の間に国又は地方公共団体と同種、同規模の契約を 2 回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合。

別紙の『地方公共団体等業務契約実績証明書』に必要事項を記入し、金額及び履行期限が記載された契約書の写しを添えて提出してください。

提出期限：令和 4 年 12 月 28 日(水)

※ 入札の申請書類提出時に併せて提出ください

2 入札保証金を現金で納付する場合

上記 1 の免除に該当しない場合は、現金で納付していただきます。

(1) 納付方法

① 入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し当館へ提出する。

提出期限：令和 4 年 12 月 28 日(水)

※ 入札の申請書類提出時に併せて提出ください

② 納付書を当館受付で受取り、納付書に記載されている銀行等の機関で入札保証金を納める。

③ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。

④ 入札前までに当館担当者へ受領書の写しを提出する。

(2) 入札保証金の還付

・落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を当館へ提出し、約 2 週間後に指定された口座に当館が振り込む

・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上を契約締結前に納付する必要がある。

(3) 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。